

## ○運営基準減算について（令和6年度版）

指定居宅介護支援に要する費用の算定において、居宅サービス計画の作成等に関する運営基準の規定に適合していない場合（以下（1）～（4））は、所定単位数の50%を減算します。また、運営基準減算が2か月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません。

（1）居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下について文書を交付し、説明（利用者からの理解した旨の署名を得ることを含む）を行っていない場合。

- ① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ② 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

※今回の改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に対し、前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、「訪問介護等」という。）の各サービスの利用割合及び前6月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行うことが努力義務とされました。

（2）居宅サービス計画の新規作成・変更にあたっては次の場合

- ① 介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面接していない場合
  - ② 介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）
  - ③ 介護支援専門員が、次の手順を経て居宅サービス計画を利用者・担当者に交付していない場合
    - a) 計画の原案の内容について利用者・その家族に対し説明。
    - b) 文書により利用者の同意を得る。
- ⇒ 当該月（当該居宅サービス計画に係る月）から当該状態が解消された月の前月まで減算。

（3）次の場合で、介護支援専門員がサービス担当者会議等を行っていないとき（やむを得ない事情がある場合を除く。）。

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
  - ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
  - ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- ⇒ 当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算。

（4）居宅サービス計画作成後、モニタリングにあたっては、次の場合（特段の事情のない限り減算）。

- ① 介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者面接していない場合
 

※厚生労働省が定める基準を満たせば、テレビ電話装置等を活用して、利用者面接できる。（テレビ電話装置等を活用する場合においても2月に1回は居宅を訪問する必要がある）
  - ② 介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1か月以上継続する場合
- ⇒ その月から当該状態が解消された月の前月まで減算。